

妊婦とそのパートナーが安心して接種を受けられる体制を整えました

千葉市では、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を進めています。

このたび、新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいとされている妊婦の方と、同居するパートナー（配偶者等）の方を対象に、安心して接種を受けることができる体制を整えましたので、お知らせします。

1 対象者

- ① 妊婦
- ② 妊婦と同居するパートナー（配偶者等）

2 安心して接種を受けることができる体制

（1）申請に基づく接種券の送付

まだ3回目接種の接種券届いていない妊婦の方とそのパートナーの方については、市コロナワクチン接種コールセンターに申請をいただくことによって、個別に発送する接種券で早期に予約を行うことができるようにします。

※ ただし、接種できるのは、2回目接種から6か月以上経過後となります。

※ 接種を行う医療機関の了解を得た場合は、接種券の送付を受ける前であっても、接種を受けることができます。

（2）妊婦の方とそのパートナーの方への接種を実施している医療機関のお知らせ

産科・婦人科を標榜する個別接種協力医療機関のうち、妊婦の方とそのパートナーの方へのワクチン接種を実施している医療機関を、市ホームページでお知らせします。

※ 該当の医療機関については、現在アンケート調査を行っています。まとも次第、市ホームページでお知らせします。

（3）医療機関へのワクチンの追加配送

妊婦の方とそのパートナーの方の接種を積極的に実施することでワクチンに不足が生じた医療機関に対しては、要望に応じて、随時、ワクチンを追加配送します。

（4）その他

1・2回目接種を受けていない妊婦の方とそのパートナーの方については、既に接種券をお持ちのため、早期に接種を受けるよう呼びかけます。